

## 答 申

### 第1 審査会の結論

市道A第387号線歩道整備工事当初設計出来形比較表の電磁記録（以下「本件電磁的記録」という。）を不開示（文書不存在）とした狭山市の決定は妥当である。

### 第2 異議申立て及び審査の経緯

- 1 平成27年9月15日、本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、狭山市長（以下「実施機関」という。）に対し、狭山市情報公開条例（平成13年6月28日条例第17号。以下、「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件電磁的記録について、公文書の開示の請求をした。
- 2 平成27年9月18日、実施機関は、申立人に対し、請求公文書の不存在を理由として、本件電磁的記録の全部を開示しないこと（全部不開示）を決定し（以下「本件不開示決定」という。）、これを申立人に対し通知した。
- 3 平成27年10月1日、申立人は、実施機関に対し、本件不開示決定について異議申立てをした。
- 4 平成27年10月29日、実施機関は、情報公開条例第20条の規定に基づき、狭山市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、公文書開示審査諮問書を提出した。
- 5 審査会は、平成27年11月5日、実施機関に対し理由説明書の提出を求め、平成27年11月11日付けで理由説明書を受理し、また、平成28年1月26日、狭山市道路雨水課の職員より意見を聴取した。
- 6 審査会は、平成27年11月24日付けで申立人の意見書を受理し、平成28年1月26日、申立人から意見を聴取した。

### 第3 申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨  
本件不開示決定の取消しを求める。

## 2 異議申立ての理由

- (1) 市道A第387号線歩道整備工事当初設計出来形比較表（以下「本件紙文書」という。）が公文書として作成されている以上、本件電磁的記録が不存在ということはありません。
- (2) 本件電磁的記録について、本件紙文書が出力されているためパソコン内の電磁的記録は保存されていないと実施機関は主張するが、そうだとすると、狭山市では紙ベースとして出力された完結文書のデータは全て消去されていなければならないはずである。
- (3) 道路雨水課が組織的に用い保有する完結文書とは、作成者・作成日が明確で、担当所管の責任者が認知していることが前提である。本件紙文書は、1枚の文書だけにすぎず、供覧が終了した旨の文書も貼付されていないことから、未完結文書であり、また、変更の可能性もあったところ、本件電磁的記録は消去してはならないものであった。
- (4) 本件電磁的記録の作成日付は平成26年11月20日となっているが、本件電磁的記録は、平成27年6月5日に行われた住民監査請求の後に作成されたと思料される。
- (5) パソコン内の電磁的記録が消去されていても、現在ではデータ回復の技術もあるため、復元が可能である。

## 第4 実施機関の主張

- 1 本件電磁的記録は、既に本件紙文書により文書が保存できていることから、パソコン内の電磁記録は廃棄され、保存されていない。
- 2 本件電磁的記録を出力した本件紙文書は、当該工事における交通誘導員の費用と発生した残土処分費用を比較し、過払いがなかったかどうかを再度検証するために作成した資料であり、完結した文書として既に保存されている。
- 3 電磁記録は公文書として明確な位置づけを有しておらず、本件電磁的記録は、職員が文書作成の過程において成案に至るまでの案文として一時的に保管したものである。内容を確認し、かつ、紙媒体として出力した本件紙文書を保存したため、本件電磁的

記録は保存すべき完結文書には至らないと判断し、消去した。

## 第5 当審査会の判断

1 第4回審査会において、狭山市道路雨水課職員は、以下のとおり陳述した。

(1) 本件電磁的記録及び本件紙文書は、作成日付が平成26年11月20日である旨の記載を内容とするものであるが、平成27年6月5日に行われた住民監査請求の後に作成したものである。

本件電磁的記録及び本件紙文書を作成したのは、当時の歩道整備工事の内容に過払いがなかったことを再度確認する趣旨である。

(2) 本件電磁的記録は、作成した職員が、自己が使用するPCのデスクトップ上に保存しており、道路雨水課の共有フォルダには保存していない。

(3) 本件電磁的記録は、本件紙文書を出力し保存した後、削除した。

電磁的記録は、紙媒体に出力されて保存されたものについては、削除してよいという認識である。

2 前記の陳述に鑑み、本件電磁的記録が情報公開条例2条(2)にいう公文書に該当するかを検討する。

(1) 組織共用文書該当性

情報公開条例は、「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義する。

ここに「組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成または取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態にあるものを意味する。そして、「組織的に用いるもの」に該当するか否かは、当該文書等の作成または取得の状況、利用の状況、保存または破棄の状況等を総合

的に考慮して実質的に判断すべきである。

本件紙文書は、平成27年6月5日に行われた住民監査請求の後、道路雨水課の担当課長の指示のもと、当時の歩道整備工事の内容に過払いがなかったかを再度確認するために作成されたものではあるが、本件電磁的記録は、本件紙文書の起案の過程において、完成までの補助ないし手段として作成されたものにすぎない。

また、利用の状況としても、本件電磁的記録がそれ自体として、当該組織内で、内部検討に付されるなどして、現実にご利用され、あるいはその利用が予定されていたこともなく、保存の状況としても、作成した担当職員が、本件紙文書完成までの間、一時的に保存する意図で、自己の使用するPCのデスクトップ上に保存することはあったが、道路雨水課の共有フォルダ内に保存することはなかった。

よって、これらの作成の状況、利用・保存の状況を総合的に考慮して判断すれば、本件電磁的記録は「組織的に用いるもの」とはいえないと解するのが相当である。

## (2) 本件電磁的記録の存在

実施機関は、紙媒体として出力した本件紙文書を保存した後、本件電磁的記録を消去したと主張するところ、実際に、第4回審査会の場において、道路雨水課の共有フォルダ内の検索が行われたが、本件電磁的記録は不見当であった。

上記のとおり、本件電磁的記録は本件紙文書の作成の補助ないし手段として作成されたものである以上、本件紙文書が作成された後はその目的を達したともいえるし、当審査会の場において、担当職員が、本件電磁的記録及び本件紙文書の作成日付の記載(平成26年11月20日)が事実と反するものであることを認めながら、本件電磁的記録の消去について虚偽の陳述をする理由はない。

とすれば、本件電磁的記録は、遅くとも本件不開示決定前には、消去されたと考えるのが合理的である。

なお、データの回復についても、既に相当期間が経過していることから容易ではないと考えられるし、回復の可能性がないとはいえないとしても、そのような状態は、「保有している」に当たるとはいえない。

## (3) 以上により、本件電磁的記録は、情報公開条例2条(2)にいう公文書に該当しない。

### 3 本件電磁的記録の消去について

- (1) 実施機関は、電磁的記録のうち紙媒体に出力されて保存されたものについては消去することが許される旨主張し、他方、異議申立人は、本件電磁的記録については、消去してはならないものであった旨主張するので、以下、この点について、審査会の意見を述べる。
- (2) 紙媒体に出力することを目的に、その作成の補助ないしは手段として、電磁的記録が作成された場合、通常、正式文書として扱われるのは、電磁的記録ではなく、紙媒体であるから、出力された紙媒体を、狭山市文書取扱規程（以下「取扱規程」という）第31条に規定する「文書」として、同条の保管の対象とすべきは当然であるが、電磁的記録については、必ずしもそのすべてが、同条による保管の対象となるわけではない、という点については意見の一致を見た。
- (3) その根拠として、紙媒体に出力することを目的として作成・取得された電磁的記録は、それ自体について供覧、施行又は決裁が予定されているものではない（供覧、施行又は決裁が予定されているのは、出力された紙媒体の文書についてである。）から、電磁的記録は取扱規程第2条11、12号、及び第31条にいう未完結文書、完結文書のいずれにも当たらないという意見が出された。
- (4) いずれにしても、一般論としては、紙媒体に出力することを目的として作成された電磁的記録について、紙媒体への出力後に、ファイリングシステムにより保管することなく、消去することが、取扱規程上、必ずしも許容されてないというわけではない、というのが審査会としての一応の結論である。

### 4 事実と異なる記載について

ところで、公文書である本件紙文書の日付には、実際の作成日とは異なる日が記載されたところ、文書に付された日付は、当該文書を作成した日と解されるのが一般であるから、日付につき、事実と反する記載や誤解を招くような記載をすることが許されないことはいうまでもなく、このような記載は取扱規程第3条第1項にいう文書取扱の原則にも反する。

また、公文書に事実と異なる記載がなされるならば、市政に対する説明責任を全う

できず、市民の知る権利を損なうばかりか、市政に対する市民の信頼を害することにもなりかねない。

審査会の結論は、このような文書の作成を追認する趣旨を含むものではなく、実施機関に対して、同種行為の再発防止を強く求めるものである。

5 以上から、当審査会は、請求公文書の不存在を理由として本件電磁的記録を不開示とした狭山市の決定は妥当であると判断する。

#### 狭山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 岡 本 聡 治

委 員 西 本 昌 弘

委 員 田 村 泰 俊

委 員 木 村 亜 矢

委 員 織 田 博 子

#### [参考] 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月 1日	開示請求者より異議申立書の提出
平成27年10月29日	実施機関より公文書開示審査諮問書の提出
平成27年11月11日	実施機関より理由説明書の提出
平成27年11月24日	開示請求者より意見書の提出
平成27年12月10日	審議
平成28年 1月26日	審議
平成28年 3月18日	審議
平成28年 3月31日	答申